

【EU】 経済ガバナンス向上のための法規案

海外立法情報調査室・矢部 明宏

* 欧州各国の債務危機を背景に、欧州連合(EU)は、危機克服の一つの手段として、EU の経済ガバナンスの向上を目指している。欧州議会及び理事会は、2011年9月、経済ガバナンス向上のための6法規案の修正について合意し、これらは同年末までに公布・施行される予定である。

欧州債務危機

ユーロ参加国であるギリシャでは、2009年10月の政権交代後、財政赤字の対国内総生産(GDP)比の見込みを大幅に下方修正したため、2010年始めにかけて国債が暴落し、デフォルト(債務不履行)のおそれが高まった。ユーロ相場も下落し、影響は世界の金融市場に波及した。2010年5月、ユーロ圏首脳会議は、国際通貨基金(IMF)と共同の対ギリシャ第1次支援策(総額1100億ユーロ)に合意した。また、総額7500億ユーロの欧州金融安定化パッケージ(欧州金融安定化基金(EFSF)、欧州金融安定化メカニズム(EFSM)、IMFが分担して欧州諸国に融資)も合意された。しかし、ギリシャの財政再建は進捗せず、さらに債務危機が進行したため、2011年7月、ユーロ圏首脳会議は、対ギリシャ第2次支援策及びEFSFの機能強化に合意、さらに、同年10月の同会議では、ギリシャの債務削減、EFSFの再拡充等の包括策に合意した。

経済通貨同盟における経済ガバナンス

債務危機の発生の原因の一つに、EUの基本条約(欧州連合の機能に関する条約(TFEU))が定める経済通貨同盟(EMU)におけるガバナンスの弱さが指摘される。

EMUは、経済同盟と通貨同盟の制度で構成され、経済同盟においては、国家財政の最終的決定権は加盟国に残され、EUの役割は、基本的に監視と勧告・制裁に留まる。一方、通貨同盟においては、金融(通貨)政策は、欧州中央銀行(ECB)及びユーロ参加国中央銀行で構成されるユーロシステムの排他的権限に属する。

上記二つの構成部分のうちの経済同盟の下では、EU又は加盟国は、他の加盟国の債務を引き受けることが禁止される(TFEU第125条)が、EUは、例外的に一定の条件に基づき金融支援を供与できる(TFEU第122条)。また、加盟国には、「多角的監視手続」(TFEU第121条)及び「過剰赤字手続」(TFEU第126条)により財政規律保持が課せられる。両手続は、1997年の「安定と成長の協定(SGP)」により強化された。具体的には、加盟国は、財政赤字(GDP3%以内)、政府債務残高(GDP60%以内)を基準として財政規律を確保する。加盟国は、財政収支を中期的に均衡か黒字にする義務があり、それを設定した中期財政目標を含む安定プログラムを毎年欧州委員会に提出し、これに基づき経済財政理事会が、必要に応じて早期警告を与え、是正措置を求める勧告をする(多角的監視手続)。また、同理事会は、すべての加盟国に対し

て、過剰赤字が存在する場合はその認定を行い、特にユーロ参加国に対しては過剰赤字の是正措置を勧告し、それでも是正されない場合は、最終的に制裁金を科すことができる（過剰赤字手続）。

経済ガバナンス向上のための 6 法規案の内容

欧州委員会は、2010年9月30日、SGPの強化を含む次の6本の法規案を一括して欧州議会と理事会に対して提案した。

①財政状況の監視並びに経済政策の監視及び調整の強化に関する規則(EC)1466/97を改正する規則案 (COM(2010)526)、②過剰赤字手続の履行の促進及び明確化に関する規則(EC)No1467/97を改正する規則案 (COM(2010)526)、③ユーロ圏における財政監視の効果的な実施に関する規則案 (COM(2010)524)、④加盟国の財政枠組みの要件に関する指令案 (COM(2010)523)、⑤マクロ経済の不均衡の防止及び是正に関する規則案 (COM(2010)527)、⑥ユーロ圏における過剰なマクロ経済の不均衡を是正するための実施手続に関する規則案 (COM(2010)525)。

①②③の規則は、SGPの強化を目的とする。①は、多角的監視手続を強化するものであり、財政支出の基準値を導入し、ユーロ参加国が中期財政目標を達成できない場合は、GDPの2%に当たる利付き預託金 (deposit) の納付が求められる。②③は、過剰赤字手続を強化するものである。財政赤字だけではなく政府債務についても、同手続が発動される。政府債務がGDPの60%を超える加盟国は、財政赤字が3%以下であっても、基準値に従って政府債務の削減が求められる。財政赤字又は政府債務を基に同手続に服することが決定されたユーロ参加国は、GDPの2%の無利子の預託金を納めることが求められる。理事会の勧告に従わず是正しなかった場合は、預託金は制裁金として没収される。④の指令は、SGPの目的が加盟国の財政枠組みに反映されることを確保することを目的とし、会計制度、予算制度等について、加盟国が従うべき最低要件を定める。⑤⑥は、加盟国間で生じている競争力の相違及びマクロ経済の不均衡を防止し、是正することを目的とする。専門家による各国分析に基づき、経済指標の点数表を用いた不均衡評価を行い、不均衡が過剰であるとされた加盟国は、「過剰不均衡手続 (EIP)」に服し、一定の期間内での是正行動計画を採択することが要求される。理事会の勧告に度々従わない場合は、GDPの0.1%の制裁金が科せられる。

2011年9月20日、欧州議会と理事会は法規案の修正について合意に達し、欧州議会は、9月28日に第1読会において可決、理事会は、10月4日、欧州議会との合意を確認した。これらの法規は、2011年末までに公布・施行される予定である。

参考文献(インターネット情報は2011年10月23日現在である。)

・“EU economic governance” *EUROPA*(欧州委員会ウェブサイト)

<http://ec.europa.eu/economy_finance/economic_governance/index_en.htm>

・田中素香『ユーロ 危機の中の統一通貨』(岩波新書)岩波書店, 2010.

・庄司克宏『EU 法 政策篇』岩波書店, 2003, pp.91-119.